

○任期制による教員等の取扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年6月13日法律第82号。以下、「任期法」という。）に基づき東北芸術工科大学（以下、「本学」という。）において雇用される任期付き教員等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において教員等とは、学校法人東北芸術工科大学就業規程第2条に規定する教育職員及び研究職員並びに学校法人東北芸術工科大学非常勤職員取扱規程第1条に規定する非常勤講師をいう。

(任期付き教員の雇用)

第3条 本学は、任期法第4条第1項の各号に規定する教員等を採用する場合、任期制による任期付き教員等を雇用することができる。

(雇用手続等)

第4条 任期制により教員等を雇用する場合は、当該教員等の同意を得て雇用契約を締結しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、任期制により雇用契約を締結した教員等が、やむを得ない理由によりその意思により当該任期中に退職することを妨げるものではない。

(任期)

第5条 任期付き教員等の任期は任期法に定める範囲内で別表のとおり定めるものとする。

2 理事長は、必要と認めるときは、前項に規定する最長雇用期間の範囲内で任期を更新をすることができる。

3 任期付き教員等の採用及び雇用期間の更新の手続き等については、任期制によらない教員等の例による。

(職務)

第6条 任期制による教員等の職務は、別に定める。

(諸規程の適用)

第7条 この規程及び法令並びに個別の雇用契約に定めがあるものを除くほか、任期制による教員等に係る服務等については、任期制に基づかない教員等と同様本学の諸規程を適用する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、常任理事会の議決による。

(雑則)

第9条 特別の事情によりこの規程の定めによることができない場合には、理事長はあらかじめ別段の取り扱いをすることができる。

附則

(施行日)

1 この規程は、平成29年6月28日から施行する。

(経過措置)

2 当初雇用契約締結日が平成25年3月31日以前の者で、平成30年4月1日において通算雇用期間が5年を超える者の第5条に規定する当初雇用契約締結日は、平成25年4月1日として取り扱うものとする。

別表（第5条関係）

所属	職位	任期	再任用に関する事項	備考
東北芸術工科大学 ・大学院 ・各学部 ・基盤教育研究センター	教授 准教授 講師 助教	4年 以内	再任可 通算任期 10 年以内 ※助教は原則再任なし	特別任用教員にも 適用可
東北芸術工科大学 ・附置研究センター	教授 准教授 講師	5 年 以内	再任可 通算任期 10 年以内	
東北芸術工科大学 ・非常勤講師	非常勤講師	1 年 以内	再任可 通算任期 10 年以内	